

第3回 奈良県・市町村長サミット

平成23年11月7日

【司会】 定刻でございますので、ただいまから、奈良県・市町村長サミットを始めさせていただきます。本日はお忙しい中、ご参集を賜りまして、ありがとうございます。

報道機関の皆様をお願いいたします。取材につきましては、開会挨拶の後は、自席にてお願いを申し上げます。

それでは、開会に当たりまして、奈良県知事、荒井正吾よりごあいさつを申し上げます。

【荒井知事】 本日は、皆様ご多用中にもかかわらず、恒例の県・市町村のサミットに参加していただきまして、ありがとうございます。

本日は、台風12号による災害の復旧・復興が大きなテーマでございます。先日の国・三県合同会議におきまして、この災害の名前を紀伊半島大水害として統一して使おうと提言して、国、三県にも、了承されました。マスコミも含めまして、今年のこの台風12号の災害は、紀伊半島大水害というふうと呼ばしていただくことにしたいと思っております。台風12号の被害は、紀伊半島以外にも及んでおりますので、国・三県合同会議での復旧・復興の対象は、紀伊半島大水害ということにさせていただきたいと思っております。ご報告でございますが、国・三県合同会議では、三県で合同の陳情をいたしました。それぞれの県が、国に行って陳情するのと全く違うパターンでございましたが、ひとつ良い点がございましたのは、国の各省から出てきておられる方が、いちいちについてご答弁をいただいたことです。それぞれが陳情したときには、大臣があっても、局長があっても、そんないちいちについてご答弁があることは、滅多にないのですが、三県合同で陳情したときは、奥田副大臣の前で責任を持った答弁がございました。また、三県知事と国との間で、その砂防の話がありましたら、林野はどうなっているのか、河川はどうなっているのかといった議論が一緒にできる場でございますので、これは国のほうにいけますと、砂防と林野と河川は全く分かれておりますので、一緒に集まってもらうことはないのですが、こちらの会議では、部局の違う組織が奈良の北股どうしてくれるんだと、砂防、林野、河川、道路合わせてどうしてくれるんだという議論が、その場で行うことができました。これは、そういう場ではできない会議でございましたのでよかったと思っております。

また、奈良県独自の復旧・復興の本部を立ち上げまして、奈良県の復旧・復興のビジョ

ンと計画をつくっていきたいと思っております。紀伊半島大水害の復旧・復興の計画を年度末までに議会にご説明申し上げて、来年度予算の成立につなげたいと思っております。各関係の市町村様とも協議をしながらしていきたいとは思いますが、11月15日には、国のほうへ奈良県の陳情に行こうかと思っておりますが、関係の市町村長様よろしければ、どうぞご同行願えたらと思っております。15日の午前中には、恒例になりました県選出の国会議員の方に、予算陳情内容を説明した上で各省庁を回らせていただこうかと思っております。

この大水害でもうひとつ、県では、県内全体の防災計画の見直しに着手しておりましたが、この大水害を踏まえて、平野部における洪水的な大水害や地震も想定した防災計画の見直しをしたいと思っております。今作業中でございます。県内の各市町村様におかれても、避難所の設置案内等々の見直しがあるかと思っておりますので、できましたら県と一緒に、各市町村との防災計画の見直しも、協議をさせていただければありがたいかと思っております。

今日は、被災の状況や復旧・復興について、地元の市町村長様から貴重なお話を聞かせていただくことにもなっております。そのほか、かねてから大事な課題でございました公営住宅、県営と市町村営がございますが、市町村営の公営住宅の見直し、建て替え、再利用、廃棄等、市町村公営住宅の今後について、県の支援がどのようにできるのかについてのご協議、それと市町村税の税収強化、かねてから課題になっておりますが、大変税収強化にご尽力をいただいたところもございますが、県税滞納額の大部分は、大きな市の、ほとんど3市か4市に集中をしております個人住民税の滞納に起因しているところです。このように、市の税収強化が課題でございますが、そのような市との税収強化について、市長会もよろしくご指導をお願い申し上げたいと思っております。

それから、県域の水道ビジョンも話題にさせていただきたいと思っております。そのような盛りだくさんでございますが、今日はお忙しい中、ご出席いただきまして誠にありがとうございます。よろしくお願い申し上げます。

【司会】 ありがとうございます。

今回も、各テーブルに県の職員が同席させていただいております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

本日のサミットは、紀伊半島大水害に関する被害状況報告、並びに今後の対応についての意見交換に続きまして、今年度第2回目となる奈良モデル検討会の2部構成とさせていただいております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、紀伊半島大水害に関する被害状況報告、並びに今後の対応といたしまして、

最初に被害状況の報告と、救援・支援活動状況を林危機管理監、大庭土本部長より、それぞれ説明させていただきます。

【林危機管理監】 それでは、お手元の資料の1の1に沿いまして、紀伊半島大水害による被害状況と取り組みにつきまして、簡潔に申し上げたいと思います。

1ページをお願いいたします。このたびの紀伊半島大水害の被害状況ですが、まず人的な被害としまして、11月4日現在で死者の方14名、行方不明の方10名にのぼっております。建物の被害としましては、記載のように、全壊が47棟、半壊が33棟などとなっております。それから、避難所の避難状況ですけれども、右側のところ、ピーク時9月5日現在で、52カ所の避難所に938名の避難者の方がおられました。左側11月4日現在では、4つの避難所に114名の避難者となっております。その下、指示・勧告等の状況ですが、右側の9月5日ピーク時で、避難指示が1,629名、勧告が7,145名、自主避難が247名。それが11月4日では、指示が294名、勧告12名、自主避難52名となっております。避難所以外につきましても、親戚・知人宅等に、多くの方が避難をされております。その下、そのうち警戒区域の設定状況ですが、9月16日に1市2村7つの地区で、警戒区域が設定されました。その後、2回にわたって縮小見直しが行われて、11月3日現在では、1市2村4地区で、合わせて105名の方が対象となっております。最下段、一時帰宅の実施状況につきましては、1市2村で記載のとおり行われております。

3ページをお願いいたします。上段のところ、ライフラインの関係で、電気・通信・水道などということで、右側のピーク時ですが、停電あるいは電話の不通、断水と、とりわけ情報が遮断され、状況の把握ができないなどの大きな影響が見られたわけですが、関係の機関に、ご尽力いただきまして、台風15号も挟みましたが、9月の下旬ぐらには、避難対象地域を除いて、ほぼ全面的な復旧という段階にいたっております。

そして、またそれまでの間、衛星携帯電話の貸し出しですとか、移動基地局の設置、あるいは、給水車による給水など、できるだけ対応の工夫も図られております。下段のほうはその他ということで、農林業被害はじめ記載のようになっております。

その次の4ページをお願いいたします。先ほど申し上げました避難状況ということで、11月4日現在、1市1町2村で表に記載のとおりとなっております。右側のところですが、避難先としては、具体的には、五條市の星のくに、野迫川村山村振興センター、そして、十津川村の2つの施設、加えまして親戚宅などというふうになっております。

6 ページをお願いいたします。県等のこれまでの取り組みということで、まず、県の主な取り組みですが、上から災害対策本部などの体制、4日に立ち上げまして記載のように行ってきております。幹事会につきましては、1回増えまして41回の開催となっております。それから、被災市村へのリエゾンなどの人的支援、そして医療救護班の派遣、さらに救援物資の搬送、消防防災ヘリコプターによる救助活動、そして応急仮設住宅の建設、予算措置と、記載のとおりに対応を行ってまいっております。その下、自衛隊の活動としましては、9月4日に県から派遣の要請をいたしまして、直ちに出勤いただきました。以来、10月14日まで41日間にわたりまして、延べ1万1,000名余の隊員の方々に救助活動、道路啓開、給水活動などの活動を行っていただきました。

それから、国、関係機関の活動としましては、国のほう、記載のように国土交通省を初め、リエゾン、テックフォースの派遣、それから関西広域連合、さらには福井県からは人的な支援など、そして日赤、トラック協会から記載の救援物資の搬送という活動を行っていただいております。そこに書いておりませんが、義援金につきましても、県を初め4つの機関、連携をしまして、受け入れを行っております、先月末現在の速報値で3億200万円余の金額が集まっております。

7 ページをお願いいたします。今後の災害対応としての取り組みということで、幾つか申し上げます。まず、行方不明の方、まだ10名いらっしゃいますので、そうした方の捜索ということが1つ、それから、二次災害の防止ということで、地域の再生に向けて取り組むという一方で、まだ警戒区域、あるいは、その避難等の扱い、住民の方々の十分な安全性の確保の必要性ということも続いておりますので、そして、またそうした対応は制度上、市町村長さんの責任ということになっておりますので、県としましても、今後とも十分な連携のもとに、二人三脚で真摯にサポートさせていただきたいと、こんなふうに思っております。

それから、自衛隊駐屯地の誘致につきましては、このたびの活動に、改めて感謝いたしますとともに、県南部地域、具体的には要請されています五條市への駐屯地の配置の意義ということも実感いたしております。県内の地域の全体的な盛り上がり、機運の高まりということも大切かと思っております。連携をして取り組ませていただければと思っております。

そして、先ほど、知事もお触れになりましたが、このたびの大水害の教訓も踏まえた、防災計画の見直しということで、24年度を目途に、県の計画、そして、できるだけ平仄を合わせていただいて、市町村の計画を見直させていただければと考えておりまして、現

在は、いろんな課題の具体的な抽出といったことを中心に作業を進めております。

方針としましては、このたびの大水害、あるいは東日本大震災などの経験、教訓を踏まえて、直下型、海溝型の地震、水害、土砂災害、あるいは原発事故災害、そういった災害の種類ごとに予防・応急・復旧・復興のステージ分けをしまして、具体的な事例の研究等を行いまして、形式的でなく、災害時に役に立つ実際的な防災計画となるよう見直してまいりたいと考えております。

現時点で考えております主な見直しの項目ですが、まず初動体制、職員派遣とか、本部の体制機能のあり方、それから避難のあり方、判断基準、あるいは避難所の設営といったことが中心かと思えます。そして、情報収集、情報伝達のあり方、県・市町村の間だけではなくて、住民の方への伝達ということも含めまして。それから、救援物資の備蓄搬送、孤立集落の対策、さらに県外、市町村外への支援、及び県外、市町村外からの受援という、相互援といったこと、そして、過去とりわけ、今回の災害の記録の保存と活用と、そういったことなどを考えております。また、これから連携をさせていただきながら、力を入れて取り組んでまいりたいと考えておりますのでよろしく願いいたします。

【大庭土木部長】 資料1の2に基づきましてご説明します。

最初のページに載っているこの写真が、10月30日に供用ができました折立橋の写真でございます。折立橋の写真があるパワーポイントの資料をご覧ください。

425号や各県道が、まだ通行止めの箇所がございますが、168号、10月30日に何とか、全線で一般車両が通れるようになりました。まだ、制限とかありますが、これが、2カ月を経た大きな成果の1つではないかなと思っております。それらについて、簡単にご説明します。1ページは、これは、今回はもう大きな土砂災害でした。大きな雨が降って、1億立米、ドーム80杯分の山崩壊が紀伊半島でありました。そのうち、9割が奈良県域だったという形で、土砂災害では明治の十津川大水害に継ぐ、大きな崩落であったと。それに伴って、熊野川、多いところでは10メートル以上の箇所が上昇したということがございます。2ページに、主なといいますか、本当にごく一部のところを1例ですが、五條から十津川にかけてのところだけを見ても、これだけの大きな崩壊があったというところがございます。ただ、点線で描いております地域高規格道路、新しい道路、橋、トンネルは無事だったと。こういったところを、今供用、あるいは迂回路として活用しております。

3ページ、赤いところが10メートル以上土砂が積もった場所です。特に、猿谷の下流、

大塔から、風屋の上流、宇宮原の間は、10メートル以上も箇所が上がっております。熊野川全体では、5メートル程度以上、上がっているのですが、特にこの間は、10メートル以上、上がっているという形でございます。

4ページが道路の被災状況です。市町村の管理の道路を含めて、こういった、ちょうど何て言ったらいいんでしょうね、南西から北東に向けたエリアでずっと大きな被害が起きております。合計でも300カ所以上の箇所です。それにつきまして、5ページから6ページに、これまでどのように復旧をしてきたかという形でございます。冒頭で言いました折立橋は3番ですが、そのほか、十津川村の長殿や大塔の辻堂、次のページは、川上村の迫が載っております。残念ながら、まだ6番の天川村の坪内地区の部分、鋭意やっております、年内の目標をもって車両の通行確保をしていきたいというところでございます。そのほか、これ以外にもまだ、通行止めになってしまっているところがございます。ある一定、この12月というのを、応急の1つの大きな目途として、残りしっかりやっていきたいと考えております。

7ページが土砂ダムの関係です。4つの土砂ダムにつきましてやっております、年末から年始にかけて、仮排水路ができてまいります。一定の大きなめどが見えてくると思います。ただ、応急的なところでございますので、恒久的な措置について、国に働きかけ、実施を働きかけをしているところです。

8ページが仮設でございます。仮設住宅につきましては、五條市部については、何とかこの週末までに完成を見ました。残り、野迫川、十津川の部分についても、中旬までに完成をしていきたいと思っております。という意味では、道路、土砂ダムにしても、この11月、12月といった部分が、まずは応急としての対応の大きな転換になってくるのかなと思っております。

これからは、復旧・復興でございます。復旧・復興については、後ほど詳しいご説明があると思っておりますが、かいつまんで9ページ以降、お話しをしたいと思います。

9ページは道路の話です。道路は、今回、新しいトンネルや橋は壊れなくて、現に迂回路、あるいは緊急輸送路として機能したといった部分がございます。アンカー・ルートとして、168号、169号、そういったものの強化といったものも、3県の要望事項の中に盛り込んでおります。京奈和自動車道や紀勢線とともに、いかり型の道路としてのアンカー・ルートを積極的に整備、あるいは整備を働きかけていきたいと思っております。また、これに接続する京奈和道につきましても、目標宣言しながら、選択と集中によりアク

セス道路を含めて進めるということで、10ページに、その目標を書かせていただいております。御所のところ、あるいは大和郡山ジャンクションといったところが今年度、あるいは25年度目標でございます。

11ページが、今後ご議論になってくると思いますが、新しい集落、魅力ある施設をどのように構築をしていくかというのも、各市町村と相談をしながら進めてまいりたいと思っております。

12ページは、実際にまだ土砂ダムの問題が解決しておりません。土砂ダムの問題、あるいは、同様の大規模な土砂災害の監視、警戒避難のシステムをしっかりとつくっていかうということで、3県、そして国と連携した取り組みを進めてまいりたいと思っております。

13ページはメカニズムの解明ということです。

14ページをちょっと見ていただきたいのですが、明治のときに起きた、崩れたところが、ちょうど赤い色で書いているところが明治のときに起きた崩れの部分です。そして、水色がそのときできた河道閉塞の部分です。今回の崩れたところと極めて似ているところが起きていると。こういった部分も、今後のメカニズムの解明、そして、今後のまちづくりの対策にも活かしてまいりたいと思っております。

そういう意味では、これからのフェーズですが、応急、復旧といった部分から、本格復旧・復興といった部分のちょうど今転換期だと思います。是非、いろいろな意見交換ができればと思います。

【司会】 ありがとうございます。それでは、ここで、被災地の市町村長様から、特に甚大な被害状況、あるいは対応時の問題点などをご紹介いただきたいと思います。

十津川村長様、恐れ入りますが、こちらの演台にてお願いを申し上げます。

【更谷十津川村長】 皆さん、こんにちは。十津川村長の更谷でございます。

冒頭、台風12号の襲来から2カ月が過ぎました。明治22年以来の大水害になりました。道路あるいはライフライン、治山、大変な災害をもたらしました。2カ月が過ぎまして、何とか普通の生活ができ得るまでにいたしました。その間、県当局、あるいは職員の皆さんからなりますリエゾンの方々、あるいは国土交通省、自衛隊、あるいは警察、消防等々、そして、各市町村の職員の皆さんや多くの皆さん方のご支援、あるいはご協力によりまして、この2カ月間で普通の生活ができ得ることになりましたこと、冒頭、大変厚く感謝を申し上げます。本当にありがとうございます。

それでは、このパワーポイントにのっとりまして、我が村、十津川村の被害状況について

てご説明を申し上げます。

今回、8月30日から雨が降り始めたわけでありますが、9月1日には大雨洪水注意報、そして、2日には大雨警報が発令されました。そのときに、災害対策本部を設置いたしました。また、9月6日には、陸上自衛隊の伊丹から主力の隊員の皆さんに到着いただきました。また、近畿地整からは、テックフォース、まずは、2名の皆さんの派遣をいただきました。と同時に、ヘリコプターで前田国土交通大臣がすぐに来ていただき、上空から見ていただきました。8日には、知事さんが現地を視察いただきました。また、9日には、県におきまして対策本部を設置いただきました。12日には、鹿野農水大臣が現地視察を行っていただき、また16日には、土砂ダムによります警戒区域の設定を行いました。そして、赤谷土砂ダムの緊急工事にすぐに着工をいただいております。

大変な被害がある中で、20日には台風15号が接近しました。これも、大変大きな大型の台風であるということで大変心配をしていたのですが、我が村においては、それほど威力がなくほっとしたところでございます。15号の台風の雨によりまして、一部、赤谷の土砂ダムが決壊をする、あるいは越流をしたというようなことで、また村民にすぐに逃げろというような指示をいたしたところでございます。そして、9月26日、警戒区域の設定が、少し緩和されてきた。こんな中で、2カ月が過ぎたわけでございます。

まず、この被害の中で、人的被害でございますが上湯川といいます、我々の西側にある地域ですが、写真のように、この家が上からの土砂崩壊によって、73歳の男性ひとり暮らしだったのですが、尊い命を失いました。

これが一番大きな人的被害を起こした場所ですが、野尻地区といまして、ここに村営住宅2戸が建っておりました。ご覧のように、ここが崩壊をするとか、あるいは、この川の水が上がってくるとか、こういう被害は毛頭ないであろうというふうに思っていたところが、夜、まさかのことが起こったわけでございます。といいますのは、これが、いわゆる深層崩壊で、対岸の20ヘクタールぐらいあるこの山の崩落によって、この増水した川に土砂が、いわゆる直角に当たり、この水が、この村営住宅2軒を押し流しました。3世帯11人、2名が亡くなり、行方不明者がいまだ6名で、重症が3名という状況を引き起こしました。

ここの世帯主が今働き盛りの30代のご夫婦と11歳、9歳のこども、あるいは30代のご夫婦と4歳、1歳のこどもというような、本当に尊い命を奪いました。この方の両親なんです、安心だからということで、ここへ一緒に避難をし、食事をしていたときに、

今回の大災害が起こったわけでございます。こんな悲しいことはございません。

それから、もう1カ所ございました。長殿という、ちょうど十津川の北の入り口にあるのですが、ここに関西電力の大きな発電所がございます。ここに、1世帯がご夫婦で暮らしていました。もう一人の方が、少し上流のところから避難をしてきました。これも、こんなところに水が到達する、あるいは、水の被害を受けるというようなことは毛頭考えてもいなかった。ましてや、この発電所、コンクリートづくりの、鉄筋コンクリートの発電所が瓦れきのごとく壊れました。これも、少し下流にある、山の深層崩壊によって土砂ダムができて、そこへまた、次の深層崩壊が起き、水の津波を起こした。その勢いでもって、水が逆流をしてきて、この家をもろともにのみ込んでしまったという状況でございます。

これが建物被害ですが、今の発電所でございます。このように、瓦れき化してしまいました。あるいは、ここに鉄塔があったのですが、この鉄塔がくの字に曲がっているという状況でございます。ちなみに、我が村では、全壊が15棟、半壊が3棟、床上、床下浸水、このような状況になっております。こういうのは、明治以来、初めてのできごとでございます。

それから、道路の被害状況であります。私がかねてから、道路、これは国道168号線ですが、まさに道路は命であると。命の道なんだということを、ずっと言い続けてまいりました。その命の道が、この国道168号線であります。この橋が落橋してしまった。これは、1つは、この水によって、この橋の欄干といいますか、これに、相当、水が当たった。そして、この濁流、流木が重なってきてすごい音をたて、その勢いによって落橋してしまったということでございます。ここを5分前には、うちの議員も通ったところでございまして、まさか落ちるとは思っていないものが落ちたということで、ここでは人的被害がなかったことを、本当にうれしく思っています。ここに歩道橋があったおかげで、少しは人の行き来ができました。これほど大きな水、そして、土砂によって河床が上がった。それによって、水かさがよけいに上に上がってきたということでございます。

道路につきましては、国道、あるいは県道、村道、林道を含めまして100カ所を超える道路が、このようにずたずたにされました。これは、北の方で長殿集落というところなんです。これ、山からの、谷の洗い出しでございます。ここでも5軒の集落がのみ込まれました。こんな状況の中で、まさに村は、孤立状況でございました。

道路が崩壊するということは、道路に沿って、電気、電話、光ファイバー等々、ここに

添架をしているわけですが、これが、このように全部ずたずたに切られてしまったという状況の中で、10日間、役場と住民、あるいは、村外から我々の村の役場にも連絡がとれなかった。10日間も、あるいは1カ月近く不通であったということについて、本当に、通信の授受といいますか、これぐらい苦しいことはない。どんな苦しさよりも連絡が取れない苦しさといったものは、本当に、地獄を見るような感じがいたしておりました。また、テレビ等を見れないものですから、自分の周りがどうなっているんだろうといったことが村民、あるいは役場にいても、村の状況がわからないという状況が、10日間丸っきり連絡がとれないという状況が続きました。

それに伴って、今、一番のストレスは、この土砂ダムでございます。ここに、五條市にあります赤谷、そして、少し下流になるのですが、この長殿の土砂ダム、そして栗平。これは十津川の西側にある大畑瀨という明治22年にできた自然湖なんですけど、これが、122年ぶりに決壊、越流をして崩壊をいたしました。この4つの土砂ダムがいまだに、警戒区域を設定をした中で、一番のストレスになっておるところであります。国交省さんにも、本当に力を入れて整備をいただいておりますが、まだ警戒区域を外せず、道路も自由に通れないという状況でございます。

これは、今ありました長殿で、20ヘクタールほどの崩壊でございました。これが、ダムになっており、今は工事に入っております。

これが、栗平の土砂ダムといたしまして、この崩壊地が40ヘクタールでございます。40ヘクタールという山の崩壊は、私はいまだかつて見たことないのですが、へりからこの状況を見たときに、本当に足が震え力を失ったことをいまだに覚えております。崩れた延長は、これまでの間、大体500メートルぐらいあるのですが、立っている木がそのまま横に寝てしまった。えも言えない恐怖を感じております。

それから、これが明治22年にできた大畑瀨でございます。これが越流をして、このように谷が大決壊をしたといいますか、崩落をいたしまして、ここには、この地区に永井の集落、そして、下流には重里地域という多くの人たちが住んでいるのですが、このことによって逆流をする、あるいは、鉄砲水になっていく、ホテル昴も以前はこのことによって、避難区域の中に入っていたところでございます。

今のが、一番大きな土砂ダムを形成するような山の深層崩壊だったのですが、それ以外にも、全村でこの赤い点があるように、270ヘクタール、予想だにできないだろうと思うのですが、2.7平方キロでございます。川西町の面積が約6平方キロなので、大体、約半

分ぐらいが崩れた事になります。これほど大きな山崩れというのは、明治以来でございます。

ちなみに、避難状況であります。ここに書いてありますように、この警戒区域、赤谷、長殿谷の3地区、10世帯20名がまだ警戒区域で外に出ていると。あるいは避難指示を出している。これは、集落の上部、あるいは下部が崩壊をしていて、いつ崩れるかわからないという中で、2地区、8世帯12名の方に今、避難指示を出しております。自主避難については、9地区23世帯52名、約90名近い人たちが、まだ避難を強いられておるという状況でございます。

これが今の状況でございます。今、私が一番苦しく思っている、あるいはどうしたらいいんだろーということ、まずは、270ヘクタールも崩れた、崩壊をした、これをどう対応してもらうのか。治山の大切さ。そして、崩壊をした土砂が川に皆流れ出している。平均すると4メートルから5メートルの砂が川にたまった。要は、たまるということは、次の台風の際には、いわゆる水が上に上がってくる。これの対応について、今後、我が村が、日本にとって必要な村だということになれば、これは国策で何とかしてもらわなければ生きることができんなど、そんなことを考えております。

そんな中で、我々先祖からいただいた我が村を何としても復興させなくてはということで、村民一丸となって取り組もうと、おかげで県さんの指導をいただきながら、進めてまいりたいというように思っておるところでございます。以上でございます。ありがとうございました。

【司会】 詳細なご説明をいただきまして、ありがとうございました。

続きまして、五條市長様、お願いいたします。

【太田五條市長】 改めまして、皆さん、こんにちは。五條市長の太田でございます。このたびの台風12号の災害の報告をする前に、皆様方におかれましては、いろいろとご協力、またいろんな形の中で、ご配慮をいただいたことを心から厚くお礼を申し上げます。

今、約2カ月が経ちまして、仮設住宅もいち早く、県のおかげで、5日でできあがり、大塔地区では、もう皆さんが引っ越しをしました。そして、五條地区にある仮設住宅も5日でできあがり、今から引っ越しをするところです。本当にいち早くしていただいた県関係、あらゆる皆様に対しましても心からお礼を申し上げたいと思います。

では、台風12号の被害状況の報告をさせていただきたいと思います。まず、五條市大塔町の位置、皆様もご存じのように平成17年9月25日に、五條市、西吉野村、大塔村、

1市2村が合併をしました。特に甚大な災害がありました大塔町宇井地区でございます。

五條市の大塔町の崩落箇所の位置ですが、特に、この状況の中で、宇井地区に集中して災害が起こっております。その中で、特に現在は死者7名、行方不明がまだ4名が残っている状況であります。

住宅の被害状況であります。全壊が17軒、半壊2軒、そして一部破壊が1軒、床上浸水2軒、床下浸水が4軒ということで、これは、倉庫やそれ以外の住んでいないところを合わせると、もっとたくさん状況があるわけであります。

この写真におきましては、1番がこの宇井地区で崩壊された現場です。約70万立米の土砂がこの川をせき止めた。約横幅が270メートル、高さが250メートルという壮大な崩壊をされた。このときの、この上流、熊野川の上流に国土交通省の猿谷ダムがあります。その時点の放流量が、1,350トンを流しております。その水と、この70万立米の土が川へ流れ、そして津波となって、対岸のこちらのほうの家をすべてを流してしまっただけというのが状況であります。

これが拡大した写真であります。本当に壮大な形の中で、この土砂が今、現在は川となって流れておりますが、本来70万立米がここに堆積したわけ。現在は流されて、20万立米の土砂が、現在のところ残っているのが現状であります。

これが今、対岸に残っている20万立米の土であります。ここに少し、2つこういう擁壁があると思うのですが、これは、河川にあった擁壁が、この上まで押し上げられた。この河川が、この下にあったこの擁壁がこの上まで押し上げられたというような現状であります。

これを特に見ていただいたらわかりますが、旧国道168号線、これは被災前の状況、それが一瞬の間にこのような状態になってしまったというのが現状であります。

これも同じように、今、自衛隊の人が立っているこのポールのところ。これが、今の現状の、この位置になるわけですが、すべてが流されたというのが現状であります。

これも同じように、ポールが立っているところから、ちょうどこの辺に、今位置づけするわけですが、この場所がすべてなくなった。ここがすべて民家がずっとつながっていたわけですが、すべてが一瞬の間に流されたというような状況であります。

現在、特に、こちら対岸で見ていただいたらわかると思うのですが、ちょうどここに防護柵がある。それが一瞬の間に、現状が全部なくなってしまった。特に、河川から、このところまでは、約29メートルぐらいあるのですが、この家からこの河川敷まで約50メ

一トル、当然、水害が起こっても、この50メートル、この上の家までは流されることは、かつてあり得ない状況でありました。この下の家屋に関しましては、猿谷ダムが放流すると、いつも危険だということで、もう皆さんが自主避難するということで、ここはすべて避難をしていたわけですが、この上流の上側のところに関しては、まさかここまで水が来る、これはもう津波ということで対岸から来た、この津波によってこの上もすべて流されて、現状がこういうような状況になったということでもあります。

これが、消防、警察、自衛隊の活動状況であります。このような形の中で、捜索を4日から自衛隊、警察、そして消防の皆さんが活動をしていただいた状況であります。

これが、災害のあった次の日、5日の日、自衛隊、そして消防の皆さん、167名の方が捜索活動をしている状況であります。先ほど家が見えたと思うのですが、家からちょうど10メートル上のほうに、家の瓦れきが残っていた。下から押し上げた津波によって、その家の家屋が、その家よりも10メートルのところを全部が、こういうような形で残っていた。実際、家は、この下側に建っていた。その瓦れきが全部この上のほうに上がっていたというふうに、下から上のほうに押し上げられたというような状況であります。

これは、今、捜索をしていただき、竹が下に全部こけているわけです。ということは、上から何らかの力がかかって、下に強い力があって、これ、竹が下まで押し流されたというような状況で、本当に想像を絶する上からの下に向いての圧力がかかったんじゃないかなというような状況であります。

これは辻堂工区であります。土砂ダムとなったために、猿谷ダムの放流がずっとしておりまして、それがダム湖になりまして、これはちょうど大塔支所、昔で言えば、大塔村役場のあったこの前が、ここまで、もうほとんどつかえるような状況までたどりついてきました。だから、その支所に避難する方がおられましたが、またお寺のほうに、そこからまた移動をさせるというような状況になったわけでもあります。

これが辻堂工区の崩落現場であります。ここでは、家屋や、倉庫などを入れると14軒すべてが流されました。ここにある広い3階建ての建物が、大塔の診療所であります。そして、この下に大塔のデイサービスセンターと保育所があるわけで、こちらも、床上浸水、そして土砂が流れ込んできた状況でありまして、このために、168号線が通行止めになった、通れなくなった。その状況の中で、今現在、対岸側の高規格道路を利用して、通行が可能となっております。

これが赤谷地区の崩落現場であります。これが、熊野川で、こちらはいくと十津川に流

れていくわけですが、そこから、約3キロに赤滝のキャンプ場という市営のキャンプ場があるのですが、そこから1キロ先に土砂ダムの崩落現場があるわけです。

今言った市営の赤滝キャンプ場であります。土砂が氾濫して、ほとんどがもうつぶされて、また、もう崩壊をしているという状況であります。

このように、本当に平坦なところでありまして、ちゃんとバンガローやいろんなすべてが整った中で、すべてがこういう形の中で流されてしまった、ほとんどがつぶされてしまった。こういう状況で、どうにもならない状況の写真であります。

これが赤谷の土砂ダムの水位の状況です。今、仮排水をしまして、毎分60トン、ここに流すために、今工事をやっていただいておりますが、12月には完成をするだろうと言っております。こういう状況の中で、特に、これは国土交通省直轄で、今仮設の排水をしている状況であります。

これは、赤滝ダムの水位の状況がヘリコプターで、このブイを落とすことで、どれだけの水位があるかということで、大体のダムの水量を測るために、こういう計算を国土交通省がしていただいた、そういう堆積の土砂がどれぐらいあるかということ想定した状況であります。

一応、こういう形の中で、現在、復旧・復興にかかっているわけですが、まず、仮設住宅、早くできたということが、大変、私たちはありがたかった。県との本当の連携ができて、そして、今は復旧・復興ということでやっております。その中で、まず、昨日の14日には自衛隊が離任した。そして、先月末には、消防隊が一たん打ち切りをしたということですが、まだ行方不明の方が4名おられます。そんな形の中で、今後どうするかという、本当に不安はありましたが、県、また土木部が、本当に復旧のために捜索を兼ねて、警察と連携をして、いまだに捜索をしていただいている、本当にありがたいことだと思っております。そんな状況の中で、本当にこれからもいち早く、一刻もみんな安心して、安全で暮らせる環境づくりをしていきたいと思っております。

その中で、大変私たちが苦勞したこと。これは何点かあるわけですが、まず第1点に、五條市におきましては、気象警報の区域が、五條北部と五條南部に2つに分かれています。大塔地区に対しては南部ということで、そういう形の中での、職員の動員をどうするかということがひとつ苦慮したところあります。そして、もうひとつは、警戒区域の中で、特に避難指示であります。内閣府のほうから、土砂ダムが決壊する、だから早急に避難指示を出していただきたいということを言われまして、すぐに避難指示を出させていただ

きました。それをすることによって、次の日、捜索ができなくなりました。避難指示を出すことを出したために、捜索活動ができなくなったわけです。これは、本当に捜索はできない。消防団、警察団、自衛隊、皆さんが、ずっと朝から待機をしておられる。それにもかかわらず、避難指示を出したために捜索ができなくなったわけです。そのことで、協議をしながら安全対策、どうするのが安全であるかということ、そして、どういう状況の中で撤退をするのか。たとえば、大雨が降った場合は、すぐ撤退する。そして、猿谷ダムの警報器を鳴らして、もし、土砂ダムが決壊する恐れがあるときはすぐ撤退する。いろんな諸条件を整えながら、安全を確認しながら捜索活動に入ったわけであります。

その後、警戒区域の指定ということになりました。避難指示で、大変、こういうことがあったために、警戒区域にすることによって、どういう弊害があるのかなという不安もありました。確実に、その状況を把握しながらしなければ、またまた後に問題が起こるのではないかということをお大変苦勞した中で、警戒区域を出したわけですが、この警戒区域に関しましても、五條で出している警戒区域と、そして十津川村で出している警戒区域は別々の問題であります。そこで、熊野川を流れている河川におきまして、捜索する場合も、五條の警戒区域と十津川の警戒区域が全然違うわけです。だから、捜索するにおいても、五條が了解しても、十津川さんの了解を得なければならない。お互い、五條と十津川さんとの連携がなければ、捜索も厳しい状況で十津川の村長さんと連携をしながら、捜索活動もやってきたという状況であります。

今後、私たちが思うに、先ほども荒井知事のほうからも言っていた防災計画、私たちの、皆さんも同じかもわかりませんが、平坦部と山間部、これ、違いが当然ございます。だから、平坦部の防災と山間部の防災計画は、きちっと分けて、そして、これから対応をしなければならないのではないかなど、私たちはそういうふうに思っています。今後、先ほども、知事からもおっしゃったように、この防災計画に関しては、県を全県としながら、市町村も、この災害のことを踏まえながら検討して、よりよい防災計画をつくること、これからひとつの課題になるのではないかなど。この台風12号の教訓を、これから防災計画を踏まえて、今後の対応に、どうしても皆さんと協力しながら、また県の連携を図りながら安心して暮らせる、そういう市町村づくりをしなくてはならないのではないかと考えております。

そういう形の中で、いろいろとこれからも皆さんのご協力を得ながら、復旧・復興を頑張っていきたいと思っております。どうかよろしくお願いを申し上げまして、私の報告とさせていただきます。

ていただきます。どうもありがとうございました。

【司会】 五條市長様、さまざまな課題の提起もしていただきまして、ありがとうございます。続きまして、野迫川村長様、お願い申し上げます。

【角谷野迫川村長】 皆さん、こんにちは。野迫川村の角谷です。どうぞよろしく願いいたします。本日は、発表の機会をいただき、誠にありがとうございます。

初めに、今回の災害に対し、奈良県におかれましては、荒井知事の陣頭指揮のもと、災害発生時から迅速かつ親切な対応をおとりいただいております。そのことによりまして、北股地区での緊急工事や応急仮設住宅の建設等、本村が復旧から復興に向けた活動をスムーズに進めることができていることに感謝申し上げます。また、県内市町村におかれましても、人的支援や物資支援、また心温まる支援のお言葉をいただきましたことは、大変心強く感じたとともに、自治体間のつながりの大切さを痛感したところであります。誠にありがとうございました。

これより、本村の被災の状況と災害から学んだ課題などを簡単にご説明させていただきます。本村は、規模的に極めて小さいことから、皆様のご参考になるかどうかはわかりませんが、各自治体における今後の災害に向けた取り組みへのご参考になればと存じております。

それでは、お手元にお配りさせていただいております台風12号災害の概要に沿って説明させていただきます。

1ページをご覧ください。本村では、村の南部を中心に、台風12号の大雨による被害を多数受けました。その中でも、人的被害には及びませんでした。災害規模が大きく人家に被害が及んだ例として、北股地区がございまして。新聞やテレビで既に皆様ご存じであるかと思いますが、この崩壊により土砂ダムが発生し、その決壊の危険性を伴うことから、村は北股地区を警戒区域に指定し、現在も37世帯、87名の方に避難いただいております。

1ページ上段の写真は、航空写真により土砂ダムと集落の位置関係を示したもので、集落の上部に土砂ダムがあることから、非常に危険な状態となっております。下段の2枚の写真につきましては、土石流により、北股川が閉塞し浸水被害を受けた模様です。これは、災害3時間後の写真でございます。北股地区での人家等の被害は、1ページ下段に記載のとおりとなっております。

続きまして、2ページをお願いいたします。北股地区と同じく、檜股地区の上流でも、

一時、土砂ダムが発生し、住民に避難勧告を発令した例があります。巡回に当たっていた森林組合職員の通報により、土砂ダムの発生の危険性を知り、即時、下流域の住民を避難させることができました。ダムは自然決壊し、下流域への大きな被害は受けませんでした。自然決壊が遅くなり、たくさんの水がたまることにより、被害拡大の可能性のあった例となります。

2 ページ下段に、避難勧告の発令内容を示させていただいておりますが、長期避難勧告を発令した地区は、北股地区と檜股地区と、今回、写真等の資料を添付しておりませんが、地滑りの危険性により、約1カ月避難することとなった立里地区となります。資料にお示しているとおり、本村では、9月4日に役場の所在地である上垣内地区以外の全域に避難勧告を発令し、7カ所の避難所にそれぞれ避難をしていただきました。停電により、電話や告知放送のシステムが途絶えていた状態での避難となったことから、職員が全戸を訪問するとともに、バスを派遣しての避難となりましたが、消防団との連携により迅速な対応をとることができ、今後の避難実施時に向け参考となる経験となりました。

続いて、資料の3ページをご覧ください。こちらでは、道路の被害状況と、孤立化した集落の状況をお示ししております。地図上の赤いバツ印が通行不能となった箇所、それにより孤立した集落が立里、平、大股の3地区となっております。立里地区におきましては、孤立化を未然に防ぐため、役場の近くの施設へ避難を早期に実施していたため、孤立による影響は出ませんでした。平地区と大股地区では、対処前に道路が通行不能となったため孤立化となりました。徒歩によるアクセスは可能であったことから、職員が徒歩で集落に出向き、安否確認や衛星電話の設置、食料の配給を直ちに行うことができました。衛星電話の活用により、連絡がとれる状態となることで、状況の把握や意見交換が行えたことにより、避難支援がスムーズとなりました。また、五條市、高野町、田辺市からのメインルートも閉ざされ、村外へのルートは通常15分で移動できる区間を、1時間以上迂回する1ルートしか残されず、その道も非常に狭かったことから、復旧に当たる車両が村内に入ることが制限される状態となりました。このことから、災害に強い道づくりの大切さを痛感いたしました。

4 ページには道路被害等をお示しておりますが、これらについては、今後、災害復旧事業により早期に復旧したいと考えております。

5 ページには産業施設に受けた被害についてお示しております。もともと産業の少ない本村にとって、今回の災害により受けたダメージは大きく、産業の消滅につながりかねな

い例もあります。特に、ワサビ田に対する被害については、生産者のほとんどが高齢で後継者も不足している中での被災ということもあり、産業の消滅につながることを懸念されます。村としましては、これまで受け継がれた産業を維持するため、所要の支援策をもって、ワサビ田の復興に向けた取り組みを行いたいと考えております。アマゴの養殖施設についても、早期に施設を復旧し、これまでの生産力の維持を図りたいと考えております。いずれの産業も同業者間の組織力は弱く、大型市場への対応が困難であったことが、これまでの課題とされてきたところですが、災害の復興に際し、組織力の強化もあわせて検討し、災害時の応援体制の確立と、今後の産業の振興を目指したいと考えます。

続いて、これらの災害復旧及び復興に向けた取り組みを説明させていただきます。資料6ページをご覧ください。各項目について、現在の対応状況や、取り組みについて示させていただきます。その中でも、長期避難を余儀なくされている北股地区の復旧が大きな課題となります。現在、約50名の方々が避難所での生活を送られており、相当の苦勞をかけております。奈良県による応急仮設住宅の建設を早い段階から実施いただき、今月半ばには入居が可能となっておりますが、あくまで仮設住宅です。県や国の支援を受けながら、1日でも早く自宅に戻れることを望んでおります。また、同地区には、災害の危険性を伴う箇所がほかにも存在することから、この機会に、災害に強い集落づくりも目指していきたいと考えておりますので、今後とも、県におかれましては、技術的、財政的支援をお願いしたいと思います。

復興に関しましては、産業の復興を中心とし、復旧にとどまらず、この災害を契機として、村の振興につなげていきたいと考えております。

最後に、今後の課題について説明いたします。資料の7ページをご覧ください。1つ目は、防災体制の充実です。防災計画についてですが、これまでの本村の防災計画は、形式的な計画となっていたことを、今回の災害により実感いたしました。今回、災害が発生する1カ月前に、人事異動後の役場職員を対象とした災害対応マニュアルを作成し、だれが、どのようなときに、どのような対応をとるかの確認をしたところであったことから、避難に対する対応がスムーズに運用でき、混乱もなく避難所の設営を行うことができました。この例を踏まえ、その他、防災計画に掲げる項目においても、形式の計画ではなく、村内の状況を常に観察し、状況に見合ったマニュアルを作成する必要性を感じました。

そのひとつとして、避難所の設営計画があります。これまで、避難計画では、村内13集落それぞれに避難所を指定しておりました。しかし、今回は、北股地区、檜股地区、立

里地区のように、集落全体が危険にさらされた場合、計画上の避難では対応できず、即断で役場周辺の施設への避難を決行しました。少ない職員数の中で、点在する避難所を運営し、住民の安否確認も不十分になることを想定すれば、今回のような方法を採用するマニュアルの作成も必要であると感じました。よって、防災計画の見直しに合わせて、随時改正を行える行動マニュアルの策定への取り組みを、早急に行いたいと考えております。防災計画の見直しとともに、消防団、組織力の低下も現実の問題としてあらわれました。消防団の中核となる北股地区において大きな被害が発生したことに伴い、北股地区の団員は、地元の対応で精一杯となり、他の地域での災害に備えることが困難となりました。他の分団においては、高齢者も多く団員自体も少ないことから、地元住民の避難支援もままならない状態でありました。役場職員や役場所在地の団員により、避難支援をカバーすることができましたが、今後、今回以上の災害が発生した場合には、迅速な対応がとれるかといった点に不安が残ります。よって、分団の再編を検討し、団員の教育も行うことにより、大規模災害に対応できる消防団組織の体制強化を図りたいと考えております。

2点目に、土砂災害危険箇所の把握と住民への周知の必要性について申し上げます。危険箇所の把握につきましては、奈良県のご協力により、ハザードマップが作成され、把握が行われている状況ではありますが、本村の村内集落のほとんどに危険箇所が存在し、避難所として指定する施設も危険箇所内であることから、避難所計画の見直しも含めた検討を行った上で、住民に配付する検討をしていた矢先の、今回の災害となりました。

北股地区におきましては、昭和28年にも同じ箇所で災害が発生し、人家に被害を及ぼした経緯があります。そのときの経験から、同箇所が危険であることは、住民が普段から注意対象としていたことから、人的被害は免れたと思っております。よって、危険箇所の把握及び周知は、重要なことであると考えます。ハザードマップでは、集落内で人家が存在する箇所のほとんどが危険箇所となり、その範囲も広域であることから、危険箇所自体が漠然としており、実際に、どの場所がどの程度危険かといった情報まで表現できてない状態にあります。今後は、ハザードマップを基本として、住民の聞き取り調査も行い、過去の経験も取り入れた上で、危険区域の中でも、どの箇所が、こういったときに、どのように危険かといった生の情報を取り入れたものとして、住民にわかりやすい形で示していくことが重要であると感じました。

3点目に、地域における防災対応力の向上について申し上げます。本村は、人口の減少と高齢化が著しく、13集落中6集落が、いわゆる限界集落の定義に当てはまる状況とな

っております。災害時以外でも、集落の維持が困難なことから、さまざまな施策をもって人口の増加を目指してきたところですが、なかなか即効の対策も見当たらないのが現状であります。

今回のような災害が発生した際には、それが顕著にあらわれました。集落における災害への自己防衛力に依存することは不可能となってきました。災害発生から、行政の対応が届くまでの間だけでも、集落での災害対応が可能となるよう区長会における協議を活発に行い、若者が多い集落が近隣の集落を支援できるような集落間での支援体制を確立し、地域における防災対応力の向上を目指したいと考えております。

これまで、本村の被害の状況や課題等を述べさせていただきました。災害発生から2カ月が経過しておりますが、復興に向けた方向性につきましては、まだまだ検討を重ねている最中であり、取り組みのほとんどが着手できていない状況です。限られた予算、限られた人材の範囲で、今回の災害の経験をもとに、野迫川の規模であるから必要な対策、野迫川の規模であるから可能な対策を、住民との対話の中から見出し、村民が一丸となり復興に向けた行動を実行していきたいと考えております。

その中で、村の力で可能なことは村が行い、県や国に支援を求める際には、村の方針をしっかりと伝えた上で、本村の特色を生かした村づくりを推進していきたいと考えておりますので、関係各位の今後さらなるご支援をお願いいたしまして、簡単ではございますが、野迫川村からの台風12号における被害状況の報告及び、諸課題の報告とさせていただきます。ご清聴ありがとうございました。

【司会】 今後の課題につきましての具体的なご提案をいただきまして、ありがとうございました。

今回の紀伊半島大水害では、ご説明いただきました3市村以外にも大きな被害が発生しておりますが、何分お時間が限られておりますので、後ほどの意見交換を受けましてご発言を賜りたいと考えております。ご了承のほどお願い申し上げます。

次に、今回の災害では資料の1の3でございますが、こちらにお示しをしておりますとおり、市町村間での連携や支援も活発に行われているところでございます。連携・支援の状況につきましては、お時間の関係で省略をさせていただきますが、ご協力を賜りました各市町村の皆様には感謝を申し上げる次第でございます。

それでは、実際に被災地への支援を行われた市町村長様からご発言を賜りたいと思います。ご指名を申し上げますが、市長会長の樫原市長様、ご意見賜りますので

しょうか。お願いいたします。

【森下樞原市長】 突然、ご指名いただきました樞原の森下です。

ただいま、十津川村長、五條市長、そして野迫川村長のお話をるる聞かせていただきました。誠に申し訳ないのですが、私、現場には行っておりませんので、今、初めての映像を見せていただき、我々が、我々がと言いましょか、私たちができることをしたのかなというのを、今、もう1回考え直させていただいているところです。

実は、9月2日、3日の大雨がありました。月曜日明けてから、すぐ私のところに、今、私の隣におります各市長さんから、奈良県の市長会、五條市さんが入っておられますから、市長会で、何か我々もできないかなというお電話をすぐにいただきました。ただ、当然皆考えることは一緒で、緊急の状況の中で、我々に何ができるのか、でも何かしたいなという気持ちだけは皆1つになって、そうしたら、五條市さんに電話しよう、電話して我々にできることがあれば何でもしましょと。一方では、広域の消防という部分でも、その動きがありました。中和広域、西和広域も含めてですが、いろんな広域の消防が、その週を明けた時点で動き始めていただいております。ただ、それを、我々、基礎自治体もそうです。広域の消防署もそうなんです、マネジメントできるところがなかったわけなんです。それと、実際、五條市さんに、その内容をお話しさせてもらったときに、今、五條市ではそれはちょっと受け取ることができないというご返事もいただきました。それを考えると、緊急のときに、我々にできることは、そんなに数多くはないのですが、まず、何から始めたらいいのかも含めて、しっかりとした、やっぱりABCを、もう1回、防災のいろんなマニュアルにのっとったものを見直していかなければならないなというのを、改めて感じました。まち同士でいろんな連携をとって、そして、その連携がどれほどじゃまにならないものなのかということも含めてですけれども、それが、1つ1つがばらばらになってしまえば、それでまた、自分たちはやっているという思いは伝わるかもわかりませんが、実際、じゃまになっているのかもわかりません。例えば、2週間とか1カ月後にする場面とは違って、緊急の場面で、我々は何ができるのかというのは、もう1度考え直してみなければならぬことかなというふうに考えます。そのときに、先ほども言いましたマネジメントを、県のほうにとっていただけたらなというふうに、そのときは思いました。そのことについて、お話をこの場でいただけたらなと思うのですが。

【荒井知事】 ほかの市町村との連携業務ですが、資料1の3にありますように、奈良市を初め、多くの市、町から派遣をしていただきました。県からも感謝を申し上げます。

支援・受援のマッチングですが、これは、県が大きく被災された地震なんかの場合も同じようなことがあります。受援のシステム、それとマッチングのシステムを防災計画の中ではつくろうかと思っております。そのときの森下市長さんが言われた指示をする母体、指示者が、コマンダーがだれになるかということですが、これは、みんなで決めて、市長会に委ねるか、知事に委ねるかを決めていただければどちらでも結構です。県がとれというなら、知事が各市に何名を派遣して、どこに行ってくれと指示をする権限が私に来るわけですが、それでよければそれでも結構です。普通は市長会で決めて、まとまってどこに行こうかということはい多いのですが、これは町村会でも同じですけれども、受援・支援のマッチングということですので、このシステムをつくっておかなければいけないということで、協議をさせていただきたいと思っております。

県のほうでは、東北のときに、即刻、県の職員を派遣いたしました。これは災害の地に、現場の職員が行くと、なにがしか経験になって、経験を持って帰ってきますので、いろんな災害があると率先して行くようにして、その帰ってきた情報をとるようにしています。だから、人を助けるのは、また受援のときにも役に立つということですので、そのようなことをしていきたいと思っております。奈良県内で、いろんなところで、今後は地震かもしれないし、水害かもしれないので、どのように県内の市町村で支援・受援をするかというシステムをつくりたいということは、県は思っておりますが、市長会、町村会で、そのような、やっぱりほかとの連携を、森下さんが言われたように、ばらばらじゃなしに、コマンダーがいてマッチングができたらいということであれば、是非協議をさせていただきたいと思っております。また、市長会で判断いただいて、協議をすることについてのご判断と、コマンダーをだれにするかというご判断を協議の中で決めさせていただければありがたいと思っております。

【森下樞原市長】 東日本のときに、全国市長会がすべてとりまとめをしていただきました。多分、総務省とのいろんな話し合いで、会長は森民夫さんですね。総務省との関係ですべて一手に引き受けていただきました。その各市、800の市があるのですが、800の市に、これこれを、この人的な応援を、していただきたい。あるいは、こういうことをお願いしたいというのを、常時ファクスで送ってまいりまして、その中で、できる範囲のことを、実は、奈良県の12市もその対応に応じてまいりました。その情報は、多分、県当局にもあろうかなというふうには思うのですが、一番緊急のとき、そのときは我々も、実は何もできていなかったわけで、その後、1カ月前後から含めて、いろんな復旧救援の

ときには、そういう人の、あるいはものの応援はできたな、我々なりにできたなというふうに考えています。

今回、地元でこういう非常に大きな災害が起こりましたときに、まず、情報収集から我々は何もないわけなので、それを、県が情報収集していただいて、我々にその情報を提供していただけるということも含めてお願いできたらなど。

【荒井知事】 指示もしていいのですね。情報提供だけというのは、ほかの情報提供もたくさんありますから協定によってしますけれども、では、何をしますからという、協定を事前にしておかないと、他の団体もありますから、そういうパターンがひとつあります。

東日本大震災の時には知事会も派遣をしたのですが、知事会も指揮命令系統が確立していなかったんですね。市長会もそうだと思いますが、森さんが、多分一生懸命、その場でされた、あるいは事務局がされたのではないかと思います。知事会も、随分派遣のマッチングをしたのですが、その派遣が、本当の正しい指示かどうか分からないまま、各県従ったのです。マッチング以外の派遣もしたのですが、そのマッチングがちゃんとできないところで、行くだけ行ったらああいう大震災だと迷惑をかけるというのがみんなあるわけで、このような情報があればこのようにするからと言っていただければ、そのような情報を提供したいということでもあります。

例えば、災害対策本部会議を毎日開いていましたが、市長会が来て、そこで、情報を収集して、それですべての情報がほとんど入るわけだけども、来て、市長会でマネジメントしてもらおうというのもひとつのパターンであると思います。

【森下樞原市長】 情報をそこに集めに行かせていただけたらというふうに思います。自分も、多分、町村会もそこには行ってなかったと思いますので、できれば、これからはそういうところにお仲間にも入れてもらって、我々できることは、知事さんが言われたように、県のほうから、いろいろ人的な派遣も、我々のところにも来ております。もちろん、我々ができる範囲ではさせていただいています。それとは別に、これだけ出してほしいんだという、あまり強制的な意味合いでは、ちょっと我々対応はできないかなと思うんですが、思いと、実際、上から指令的に下りてくるのとは、ちょっと分けて考えていただかなければというふうに思うのですが。

【荒井知事】 知事がある市に幾ら出してほしい、これだけ出した実績がありますよといっても、やっぱり判断は別だと思いますので、ボランティアベースになっていますよね。それは、ボランティアベースの派遣は、だれがマネージするかということを最初に言われ

たわけなので、それはちょっと協議しないといけないと思いますよ。マネジメントをしろということは、コマンダーになるということだから、先ほどのお言葉だと、指示をしているのですかと言葉を返したわけですが、それは嫌だと言われたら、マネジメントは仲間うちでされるというのが普通になってくるように思うのですが、それはまた、協議をしてどちらがいいかということを決めていけばいいかと思うんですね。県で、いろんなところで災害が起こったときに、協力し合って、支援・受援のシステムをつくりたいと思っております。それが、県の防災計画に入ってくると思うのですが、市長会、町村会との協議を、あるいは個別の市町村との協議をしていきたいと思います。市長会でも県全域の防災計画に市長会として、全面的に協議に乗るということを、是非、今でも言っていただければ、そんな話もはっきりしていくというふうに思いますがいかがでしょうか。

【森下樞原市長】 ありがとうございます。その協議の場には、一緒に参加したいというふうに考えております。

【司会】 続きます、町村会長の斑鳩町長様、ご意見賜りますでしょうか。

【小城斑鳩町長】 ご指名いただきました小城でございます。

まず、私はやっぱり全国の町村会の藤原会長が、非常に素早く活動していただいて、奈良県と和歌山県、三重県の町村会長を呼んでもらい、9月15日に東京へ上京させていただきました。9時からちょうど臨時国会をやっていたから、うまく12時15分に川端総務大臣とお会いさせていただいて、もうとにかく奈良県のことですから、十津川の関係も、さっき言われた激甚災ということについても、前田武志国土交通大臣が、我々も協力をしたい、いち早く激甚災としたい。それも、特別の激甚災でいきたいと。激甚災というのは601億の被害がないと、これ激甚にならないんです。それまでに、皆さん方の登記を県へ出して、出してもまだ200億か300億という中でも、この激甚災になったのは、私は、やっぱり荒井知事の努力もあろうと思いますが、そういう点については、一糸乱れず行動されたと。あわせて私は何が起こっても、日本の国というのは、やっぱり警察、自衛隊、消防の3署は、必ず行くんです。何1つ不満も言わず。これほど、やっぱり十津川村にしても、あるいは、また和歌山県、あるいは三重県も、そういうことで助けていただいています。その中で今、問題は、この市町村の関係の応援支援とかあるけれども、しかし、一番問題は、道路が寸断されているということが一番大きな問題で、それ、行こうにもなかなか行けない。そういう状況をいち早くやっぱり整備をしていただいて、今も、我々町村会でも出てくるのは、川上の会長とか、やっぱり168号線を早くしなかったら、

これは、やっぱり五條の宇井地区の大塔町とか、そういうことに全部関連するということですから、その地域の関係等について、やっぱりそれを1日も早く復興すること、それとやっぱり一番の問題は行方不明者を1日も早く捜してやってほしいというのが、我々の願いであります。これについて、我々も昭和57年に王寺で葛下川の氾濫で大きな水害がありました。しかし、そのときにも、皆さん方の助けによって、こうして復興します。来年が30年という年を迎えますが、もう皆さん方が忘れ去っていますけれども、私はやっぱり水害というか、こういうことが忘れたときに来るんです。まさか、奈良県で津波が起こるとはだれも思ってないです。奈良県で、県では津波はあらしません、よろしいなということ、必ず、全国の方がおっしゃるんです。海がないからと。しかし、現実には、十津川もあるいは、その宇井地区も津波でやっぱりやられたわけですから。そういうこともこれから考えていかなければいけないと。そういう点についても、これから防災計画の見直しについては、県も市町村も連携して、先ほどおっしゃったように、南部地域、この平坦部の北和地域との防災計画というのも見直していただいて、早く指示を出していただきたいと思っております。

【司会】 ありがとうございます。それでは、次に、復旧・復興に向けた取り組みにつきまして、畑中南部振興監から説明をさせていただきます。

【畑中南部振興監】 それでは、復旧・復興に向けた取り組みということで、資料の1の4でございますが、その資料に基づきましてご説明をさせていただきます。

まず、復旧・復興に向けた取り組みの基本方針でございますが、台風12号災害の復旧・復興に当たりましては、災害に強く、希望の持てる地域を目指して、また、この旧の名称でございますが、奈良県台風12号災害復旧・復興推進本部を設置いたしました。後でございますが、10月7日に設置をいたしまして、その下に掲げてございます内容の取り組みを主に行うこととしてございます。

取り組み内容としましては、大きく(1)から(3)でございます。まず(1)でございますが、被災地域の迅速な立ち直り、回復ということで、緊急的に行う対策ということで、道路の応急復興であるとか、土砂ダム対策、それから避難者、被災者への支援、生業、産業の支援に取り組む形でございます。

2つ目の地域の再生、再興でございますが、①から④まで書いてございますけれども、災害に強いインフラづくり、新しい集落づくり、産業、雇用の創造、特に林業観光でございます。それからの暮らしづくりについて取り組む形でございます。それと大きくは、(3)

でございますが、安全・安心への備えといたしまして、①監視・警戒・避難のシステムづくり、それから②の深層崩壊のメカニズムの解明と対策研究、それから、③でございます記録の整備、制度の継承ということで、この大きな（１）から（３）の項目について、今後とりまとめたいと思っております。

その次の２でございますが、先ほど知事から話がございましたように、２３年度中に復旧・復興の計画をとりまとめることとしてございます。１２月には、復旧・復興の骨子を取りまとめて公表したいと思っております。

それから、３番でございますが、復旧・復興に向けましては、各関係市町村の審議への参画を行うなど十分協議を行い、関係市町村と連携をさせていただいて取り組む形でございます。あわせて、国や有識者の助言・意見をいただくというふうにしてございます。なお、取り組みに当たりまして４番でございますが、平成２３年度、今年度から２６年度までを、集中の復旧・復興期間として取り組むこととしてございます。

それから、次の５番でございますが、復旧・復興に当たりましては、短期・中期の中長期の目標を設定いたしまして、毎年、進捗状況を検証していくという形で進めていきたいと思っております。

その次の２ページでございますが、この復旧・復興を進めるに当たりまして、次の記載のように各事業というか、内容につきまして、１１のチームをつくりまして、キャプテンに関連部長等に配置をいたしまして、この対策チームを中心に現在検討をしているところでございます。

続きまして、３ページでございますが、１０月３１日に、これも先ほど、冒頭知事のほうから話がございましたけれども、国・三県合同対策会議を行いました。三県の知事を初め、５ページに出席者の記載をしてございますが、国会の開催中にもかかわらず、国土交通省の奥田副大臣、また農林水産省の森本大臣政務官にご出席いただき、また、各関連省庁から担当者にご出席いただきまして、大変有意義な意見交換ができたと思っております。

国におかれましても、三県と同じ立場になりながら、一緒にこの会に参画をしていくということで、大変前向きな回答をいただき、今後、この会議を中心に進めてまいりたいと思っております。

この三県で、この会議に提案をいたしました内容につきましては、別冊の資料４の１に括弧でございますが、参考資料（１）としまして、三県合同提案をさせていただきました

内容についてとりまとめてございますので、また後で、お目を通していただきたいと思います。

それから、続きまして9ページをご覧くださいなのですが、この11月15日に政府の要望を行うこととしてございます。要望をさせていただく項目につきましては、ここに記載をしているとおりでございます。10月20日、第2回の復旧・復興推進本部におきまして、各市町村長様からいろんなご意見、ご要望等を頂戴したところでございますが、この要望を踏まえて、国に対する要望の提案を行うこととしてございます。詳細な内容につきましては、これも別冊でございますが、資料の1の4の（参考資料2）と書いてございますけれども、そのところに、この要望をさせていただく内容等を記載してございますので、これ、また後で、お目を通していただきたいと思います。

最後になりましたが、11ページのほうをご覧くださいと思います。この復旧・復興に向けました日程スケジュール等でございますが、10月7日に第1回の復旧・復興推進本部を設置いたしました。10月20日に第2回の本部を開催いたしました。各関係の被災の市町村長様から、いろいろなお話を伺ったところでございます。それから、10月31日に国・三県の合同会議を開催いたしました。11月15日に政府への要望を行う予定としてございます。11月、12月にかけて、復旧・復興計画の骨子を策定する形でございます。なお、この骨子の策定、それから、復旧・復興計画の策定に当たりましては、関係市町村等のいろいろなご意見を伺いながら策定をしたいと思っておりますので、またご協力を賜りますようによろしくお願い申し上げます。

それから、2月、3月にかけて、復旧・復興の計画の策定を行いたいと思っております。どうかよろしく願いいたします。

【司会】 それでは、これまでの報告、説明を踏まえていただきまして、北部地域も含めました防災計画の見直しや今後の復旧に向けた取り組みにつきまして、意見交換をいただきたいと思います。ご発言をいただけます市町村長様がおられましたら挙手にてお知らせをお願いいたします。なお、発言につきましては、お近くのマイクを通していただきたいと思います。いかがでございましょうか。大和郡山市長様、どうぞお願いします。

【上田大和郡山市長】 人的支援については、先ほど、どこが指示するのか、あるいはマッチングの話がありましたが、東北の東日本大震災で5月以降でしたか、いろんな経緯を経て、宮城県の東松島市へ、現在2人ずつ3週間交代で送ってきております。来年3月までの予定ですが、実は、その仕事の中身が、この住宅の被害認定調査ということで、ず

っと送る中でかなりの経験を積んでくれました。今回、そういうこともあって、十津川村のほうへ、その東北へ行った職員に行ってもらったという経緯がございます。

今回、新たに、実はこの表に載っておりませんが、1日から1カ月の予定で、今度は土木技師ということで、五條市さんと共に大塔地区に入るということで、これは1カ月（交代で）、11月、12月とやって、1月、2月は、別の市でやっていただくということで、3月、4月から1年単位でというお話を伺っているわけなんです。今回のこのことを受けて、やはり、現場で経験するということが非常に大事なことだなと。そういう意味で、これは提案ですが、今回の経験を踏まえて、県で防災に関するこういう人的な、人材バンクというんでしょうかね。何か、そういうものができれば、いざというときに、これは他府県も含めて、何らかの形で、これが大きな力になるのではないかと。そして、もう1つは、すべての市町村もそうだと思いますが、そういう支援が必ず、自らの地域の防災計画に跳ね返ってくると思うんです。具体的な経験が必ず跳ね返ってくるのか、跳ね返らさなければならぬ、そういう形でプラスに転じていくというのか、今後に備えていくという形がとればなど。総体として、奈良県のあらゆる自治体の職員が、かなりの経験を積んでくれると思っていると思いますので、何か、そういうものでバンクができればなどということを感じているところです。

【司会】 ありがとうございます。それから、ただいまの大和郡山市長様のご発言に関してまして、お手元の資料1の3でございますが、こちらの資料中、大和郡山様のほうから、11月1日から1年間、1名の職員の方を派遣していただいているということでございました。資料に反映されてございませんでした。大変失礼をいたしました。この場をかりておわびいたします。

そのほかに、ご意見ございますでしょうか。知事からご発言ございますでしょうか。

【荒井知事】 今、上田市長さんがおっしゃられたのは、大変重要な意味があるように思います。派遣できる人を事前にある程度、個別名ではなくても登録をしておいて、このような人材派遣可能というようなフレームをまとめて持っておくのが大事かと思います。市長会でなくても、町村会もありますので、まとめて県と市町村の職員の人材バンクを、県が事務局という感じだと思いますが、なっしてしろというのは、喜んで、そのように構築をさせていただきたいと思います。

県の防災計画をつくる中でも、県内の災害が起こったところの、そういう人材派遣のマッチングは、とても重要だと思っておりますので、そのようにいたしますと、派遣の事

務をマネジメントするということになりますので、そういう登録をされた範囲内であれば、県がやれということであれば、それも1つのシステムになってくると思いますので、そういう構想を検討させていただきたいと思います。

そこから、防災計画の見直しをいろんな、紀伊半島の台風12号の災害を踏まえて、県内で関心は高まっていると思いますので、県全域の防災計画の見直しを、やはり手をつけたいと思いますので、一緒に協議をさせていただき勉強会を、早速、県庁内ではスタートしておりますが、ご一緒にさせていただけたらと思います。

その中で、特に重要だと思っておりますのは、避難指示と避難所の建設と、避難指示のシステム化でございます。今、南部の市町村では、避難指示の解除を、どのように山のご機嫌を伺いながらすればいいのか、大変な避難指示の権限責任は、市町村長さんにありますので、大変苦慮されているのを目の前で拝見させていただきました。県、国がどのように技術と情報をもって助けられるのかということ、国・三県合同の会議でも、大きな検討課題として国のほうに提示をしております。紀伊半島全体の監視システムをつくらうということ、前田大臣に言っていますので、そのような中で、山間の山の崩落だけではなく、平野の洪水、あるいは地震が起こったときの災害の上空からの、場合によっては衛星まで使った把握というようなシステムの構想でございますので、国とそのような計画をしてつくり上げていくということ、もうひとつは、避難所が、ちゃんとした避難所になっているかどうかというチェックを、避難所も市町村長の責任と権限になっておりますので、先ほどの話にありましたように、逃げたところで思わぬ災害が、避難所にも襲う可能性があるというようなことでございます。県域全体の防災計画の内容では、避難のあり方、システム化というのは大きな課題にしておりますので、そのような勉強をやりしたいと思います。県域全体の防災計画の中で、県の防災計画、各市町村の防災計画というふうになってくると思いますが、その計画のマッチングをぜひさせていただきますように、その中で、上田市長さんが言われた人材バンクの話、森下市長さんが言われた情報の共有と人の派遣の話というようなことも一緒に協議をさせていただくと、大変ありがたいというふうに思う次第でございます。よろしかったらぜひ、積極的なご参加をお願い申し上げたいと思います。

【司会】 ありがとうございます。お時間のほうも大変迫ってございますので、大変申しわけございませんけれども、紀伊半島大水害に関する被害状況報告、並びに今後の対応につきましての意見交換は終了とさせていただきたいと思います。

今後の復旧に向けた取り組み等に活かしてまいりたいと存じます。

それでは、引き続き、奈良モデル検討会を開催させていただきます。本日は、検討課題の追加提案が1件と、進捗状況報告が2件ございます。まず、検討課題の追加提案といたしまして、市町村公営住宅等の管理につきまして、上田まちづくり推進局長より説明をさせていただきます。

【上田まちづくり推進局長】 今回、奈良モデルの1つの提案として、市町村公営住宅等の管理の共同化ということについてご提案をさせていただきたいと思っております。市町村公営住宅におきましては、大きく2本柱で、今まで整備が進められてきたと思っております。その歴史について、若干触れてみたいと思っております。

資料の6ページをお願いいたします。奈良県において、最も住環境が劣悪な地域は同和地区でありまして、部落差別の解消の取り組みの一環といたしまして、同和地区の住環境改善が最も大きな行政課題の1つでありました。昭和35年に住宅地区改良法が施行されまして、昭和37年に県が市町村同和向け公営住宅建設補助を創設し、これによりまして、昭和43年までに、県内に市町村公営住宅が約1,700戸が建設されまして、同和地区の住宅の量的な不足が解消されたこととなります。また、その後、昭和40年には、同和対策審議会の答申を受けまして、昭和44年に同和対策事業特別措置法が制定され、それからは、当時の建設省の所管事業である住宅地区改良事業や小集落地区改良事業等の面的整備の事業によりまして、同和地区のある市町村においては、積極的にこれらの制度を活用して、同和地区の住環境改善に取り組んできたところでございます。こうした取り組みの結果、現在までに45地区の同和地区で事業が完了いたしまして、地区の劣悪であった住環境は改善され、住居水準が向上し、生活意識の面でも大きな前進をみたところでございます。平成13年度に地対財特法が失効し、同和対策としてのハード事業はおおむね終了し一般対策に委ねられることとなりました。公営住宅におきましても、平成8年に第1種公営住宅（一般向け）と、第2種公営住宅（特定目的住宅）の区別がなくなり1本化され、既存のストックを含めて、公営住宅すべてが一般向け公営住宅となったところでございます。

次、資料の8ページをお願いします。現在の公営住宅の管理戸数でございます。県内では、約2万1,000戸でございます。そのうち、市町村公営住宅及び改良住宅につきましては、1万2,700戸でございます。県といたしましては、このストックを有効に活用するとともに、適切に更新していく必要があると考えているところでございます。しかしながら、

資料の 5 ページ、市町村公営住宅、また資料の 7 ページ、市町村改良住宅の現状でございますが、市町村の公営住宅や改良住宅の老朽化が非常に進展しておりまして、建て替えの対象となります耐用年数の 2 分の 1 以上を経過している住宅が約 6,500 戸ということで、市町村公営住宅の管理戸数の約半分以上が、その 2 分の 1 を超えている状況となっております。

また、公営住宅を取り巻く課題でございます。資料の 11 ページをご覧くださいと思います。公営住宅の現状について列記させていただいております。高齢者や障害者など、住宅事業に対して十分な対応ができていない一方、低所得者とは言えない高額な所得者などの長期居住による不公平が発生するなど、公営住宅がニーズに的確に供給されているとは言いがたい状況も出てきているところでございます。また、公営住宅の老朽化、入居者の高齢化、若年世帯の減少によりまして、コミュニティのバランスが崩れ、自治会機能の低下や住民相互による見守り機能などの低下という問題が発生しているところでございます。高齢者世帯、障害者世帯、母子世帯向けなどの、公営住宅に対する多様なニーズに対応するために、市町村及び県の政策手段の拡大を求められておりまして、公営住宅等公的賃貸住宅の役割は拡大しており、住宅困窮者に対する住宅の確保は、重要な課題となっております。

また、管理・運営の中での大きな問題となるのは、家賃の問題でございます。資料の 16 ページをご覧ください。それぞれの市町村別の家賃の収納率の表を並べさせていただいております。家賃の収納状況を見ますと、家賃収納率が高いところ、また低いところ、いろいろございます。家賃の滞納額が、財政を強く圧迫している市町村も出ている状況でございます。さらに、市町村の担当課にお聞きしますと、家賃の収納率の向上については、職員個人の能力によるところが大きいという返答も聞いているところでございます。また、家賃滞納者に対する法的措置の状況につきましても、その担当職員の個人の能力が大きく左右されているということでございまして、小規模の市町村におきましては、継続的に実施することが困難になってきている状況ではないかと考えているところでございます。

県といたしましては、既存の老朽化している公営住宅の建て替えを計画的に進めるとともに、空き家の改修を進めまして、空き家募集をするなど、現在のストックを有効に活用するための公営住宅等長寿命化計画を策定すべきであると、一昨年より関係市町村担当課とお話をさせていただいているところでございます。現在、策定の市町村は、公営住宅等の管理をしている 36 市町村の中、11 市町村のみの状況でございます。

以上のような取り組みは、公営住宅等のストックの管理・運営を適切に行った上で成り立つものと考えておりまして、今、説明させていただきましたように入居者の個別の対応や家賃の滞納の処置など、業務も専門化しておりまして、これが担当職員の大きな負担となっているため、建て替え事業など新たな取り組みに入ることが難しい市町村も増えてきている状況でございます。

そこで、今後の市町村公営住宅等のあり方を考えるに当たりまして、まずは、今ある公営住宅等の管理・運営を適切に行い、担当職員の負担をできるだけ軽減するとともに、建て替え事業等の公営住宅の適切な供給に繋がるような取り組みが必要と考えております。その1つが、今回提案させていただきます公営住宅等の管理・運営の共同化への取り組みでございます。

公営住宅の管理・運営の根拠は、公営住宅とともに、関係市町村の各公営住宅等の管理条例によっております。よって、関係市町村の現在の管理・運営の実態を明らかにし、調整を図っていくことが必要であります。もし共同化が実現いたしましたら、単独の市町村だけでは難しいといわれている指定管理者制度の活用を行うことで、管理・運営の一部を民間に委託することも可能となると思っております。

また、電算システムである公営住宅等管理システムを共有化することによるコストダウンを図ることも可能でございます。さらに、家賃の督促や滞納金の徴収、また滞納家賃の取り立てや債権回収会社への委託、家賃滞納による住宅の明け渡し請求、入居している高額所得者に対する明け渡し請求など、法的な措置等の継続的な取り組みも共同化により可能になると考えているところでございます。

今後の具体的な取り組みについてでございますが、資料の14ページをお願いいたします。公営住宅等の管理の共同化につきましては、既に県住宅課で事務局をさせていただいております奈良県地域住宅協議会の中の部会の1つであります住宅管理作業部会において、具体的な議論を進めていきたいと考えております。

今年度におきましては、地域主権一括法により、公営住宅管理条例の改正が必要でありまして、この部会において取り組んでいるところでございます。関係市町村も個別の様々な問題を抱えておられると聞いておりますが、この市町村公営等の管理の共同化の取り組みをきっかけといたしまして、自らの団体の公営住宅や改良住宅の管理・運営の適正化にも取り組んでいただきたいと思いますと考えております。

県といたしましても、この取り組みは簡単なものではないと考えておりますが、市町村

公営住宅等の住宅・住生活は地域の住民にとって生活の基盤であり、すべてのことが生活の基盤である住宅から始まると考えておりました、住宅施策の根幹の1つであるということで、重要な課題と考えているところでございます。

これらの主旨をご理解の上、この取り組みに賛同していただけますようお願い申し上げます。

【司会】 続きます、2件の進捗状況でございますが、まず市町村税の税収強化につきまして、高野市町村振興課長より説明させていただきます。

【高野市町村振興課長】 資料23ページをお願いいたします。この件につきましては、継続案件という整理になっておりました、5月にもご報告させていただきました項目でございます。この項目につきましては、平成20年から市町村税税収強化推進会議ということで、この23ページの①から⑤という現状と課題を認識いたしまして、その中で、地方税の徴収部分や課税部分の一元化、共同化が有効であるという考え方に至っており、連携のモデルとしまして、奈良モデルの中に位置づけ検討してきたところでございます。

次のページ、お願いします。その課題認識でございますが、24ページの下の方に、平均徴収率、徴税コストともに非常に厳しいという結果を載せさせていただいておりますが、それに加えまして、我々、市町村の財政状況につきまして、現在各市町村さんのご努力により非常によくなってきてはおりますが、まだまだ全国的に見たら厳しいという状況にかんがみましても、税の徴収について検討していかなければならないと考えております。

次のページお願いします。そういった中で、現状でございますが、25ページに各市町村さんごとの数字を挙げさせていただきました。数字の中で、各表の一番右と、右から2番目の列に徴収率と経常収支比率を載せておりますが、この赤いところが全国平均よりも悪くなってしまっているところということでございまして、基本的には、その徴収率と経常収支比率は、財政規律という点で、一定程度相関関係があるというふうに考えており、徴収率を上げていくということは非常に重要だと考えております。

また、その右から3つ目の列のところ占有率という、これは、県内全体での161億円、これは、平成21年度の実績ですが、161億円という滞納繰越調定額のうち、各市町村がどのくらい占めているのかを表しており、当然、市の財政規模の大きい奈良市さんから橿原市さんぐらまでで約半分を占めているという現状でございます。

次のページお願いします。こういったことを受けまして、また、一部でよくお聞きすることなんです、市町村さんのほうでは、職員さんが滞納者と顔が近い、顔見知りであっ

たりとかでなかなか税を徴収しにくいということも聞きますし、それから、なかなかこの行革で職員が減っている中で、十分な滞納処分ができていないということもよくお聞きしているところです。こういったことから、我々県と市町村が連携して、こういう徴収を行っていくという必要があるというふうに考えておきまして、そういったことの1つとして、この下に書いております市町村と県職員で構成するような、まずは、法定の組織ではないのですが、任意の組織をつくりまして、県と市町村と、応分の負担はいただくこととなりますけれども、職員も出しながら、共同で大口、それから困難案件、なかなか徴収できずに残ってしまっている大口の案件というのを徴収に行くというような組織を、まずは第一ステップとしてつくりたいと考えております。こういった仕組みを今回提案させていただきたいということで、各市町村さんにおきましては、参画いただけるかということ、また意思確認をしてまいりたいというふうに思いますので、その中で、具体的な細かい負担の方法などを決めていきたいと考えております。

ちなみに、この今回提案させていただきましたこの組織ですが、27ページ最後になりますが、これを、全市町村さん入っていただいたというふうに仮定した場合、12名でこの組織をつくったということで試算いたしますと、3年間で収入未済額が27億程度圧縮できるであろうと、そうすると、全国平均の徴収率に、県内市町村の平均徴収率がとどきます。それから、また3年間でですけれども、29億円の増収になるというような試算を、作業部会のほうでさせていただいたところでございます。こういった効果も、よくお考えいただきまして、ぜひともその組織の立ち上げに向けて、ご参画いただきますようご検討の程よろしくお願いいたします。

【司会】 続きまして、県域水道ビジョンにつきまして、清水地域政策課長より報告させていただきます。

【清水地域政策課長】 水道運営の連携についてということで、同じく資料の28ページをお願いいたします。具体的には、29ページのA3の横長の分でございます。

県域水道ビジョンということでございますが、これにつきましては、昨年度より水道運営の連携といたしまして、ご検討を重ねさせていただき、ご報告をさせていただいたところでございますが、このたび、県域水道ビジョンの案ということで、県の考え方をとりまとめさせていただきました。その概要をご報告させていただきたいと思っております。

現在、パブリックコメントを実施中でありまして、それを経て、これを確定していきたいというふうに考えてございます。以前からもお話をさせていただいておりますとおり、

県営水道、あるいは市町村水道をとりまく環境といたしましては、人口が減少に転じて、水需要についても減少傾向であるということや、あるいは水道施設の老朽化が進行して、今後、これらの施設が更新時期を迎えてまいります。多大な更新費用が発生するという中で、試算の結果によりますと、約10年後の施設更新期は、県域全体ではございますが、現在の1.3倍、約20年後には1.4倍ぐらいということで、これらの財源確保というのが、やはり大きな問題というふうに考えております。また、水需要の減少傾向もございまして、既に施設の最大稼働率が50%を下回っているというような市町村も見られる状況にございます。

今後、これらの課題に対応していくためには、各市町村の水道事業者が個々に対応していくには、やはり限界があるかということもございまして、市町村を超えた広域的な連携、協力がやはり必要であるというふうに考えております。

このビジョンにおきましては、課題克服に向けて、広域化を具現化するための方策といたしまして、県域全体を県営水道のエリア、それから、五條、吉野のエリア、それから簡易水道のエリアということで、3つのエリアに区分けをさせていただいて、エリアごとにモデル案ということで、ご提示をさせていただいております。県営水道エリアという中におきましては、水需要が減少いたします中で、県営水道、あるいは市町村水道の二重投資を回避するという視点も必要かということ、例えば、水源として県営水道の水を選択したほうがいいのか、あるいは、市町村の自己水をそのまま浄水場も更新しながら持続するほうがいいのかというようなこと、具体的に考えていくという中で、県営水道への転換を図ることが、もしそのほうが有利であるというようなことが出ますれば、そういうふうにしていくというようなことを考えていただくということも必要ではないかということもございまして。

五條、吉野エリアにつきましては、施設稼働率の低下やあるいは水源のカビ臭問題等への対応も必要というようなことから、浄水場の統廃合などの共同化を行いまして、水源から浄水場までの管理の一元化を図るということで、1市3町によりまして用水供給事業を共同で設立していただくというものを、提案をさせていただいているということもございまして。

それから、簡易水道エリアにつきましては、過疎化が進行する中で、料金収入が減少しております。管理運営を受け持つ人材が、行政や地元住民とも不足しているというような状況にありますが、こうした厳しい経営環境への対応が必要となっていることから、人材

派遣など技術支援を担うような管理の受け皿組織、これはなかなか難しゅうございますが、こういったものを設立できないかという検討を始めようというものでございます。そういったご提案をさせていただきまして、各市町村様の現在の状況をカルテとして、今現在整理をさせていただいているところございますが、そうした情報や、あるいはこれらのモデル案につきまして、経営シミュレーションを具体的に行うなどにより効果を検証いたしまして、それらのデータをもとに、今までからも市町村の皆様方と十分に協議をさせていただいているところでございますけれども、さらにそうした具体的なデータに基づいて、十分な協議、検討をご一緒にさせていただけたらというふうに考えております。

そして、合意が図れましたところから、順次具体的な実行計画というようなところへ結びつけていけたらというふうに考えてございますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

【司会】 それでは、これまでの説明につきまして、ご発言をいただけます市町村長様がおられましたら、挙手にてお知らせをいただきたいと思っております。いかがでございましょうか。どうぞお願いします。

【東川御所市長】 御所市でございます。時間のない中、恐縮です。

市町村公営住宅等の管理の共同化への取り組み、大変賛同させていただきたいと思っております。その次の税の徴収の共同化にもつながるのですが、御所市は、非常に今まで徴収率が悪いということで、この資料は21年度の資料で残念なんです、22年度は、滞納の徴収率につきましては、県下でトップという成績をいただけたと思っております。これは、なぜかといいますと、やはり県との人事交流によりまして、県のノウハウ、あるいはそれ以上に、私ども職員の意識が大きく変化して、このような成績を修めることができたというふうに思っております。

公営住宅ですが、ご指摘のように、県内のたくさんあるストックの住宅が老朽化していると。その修繕費が年度ごとに大きく膨らんできている。しかも高齢化をしているというような数々の問題がある中で、1つ大きな問題は、住宅家賃の滞納の問題もこれ、やはり大きいです。県内の市町村の中では、滞納額が現年度分を上回っている市町村もあるようでございますので、そういったところに、本市の場合でも法的に明け渡し請求なんかも、昨年度からやりまして、それなりの効果が出ているんですけれども、やはり県のノウハウといいますか、共同化でやるという効率化によりまして、この家賃の滞納分を整理していくというのに、大きな弾みがつくと思っております。

この抱えている公営住宅というのが、今後、間違いなく、その市町村の財政を圧迫する大きな材料の1つになるかと思っておりますので、ぜひ、この動きを早急に、御所もしっかり加わらせていただきたいと思いますので、やっていただきたいと思います。

それと、公営住宅につきましては、御所市は特に改良住宅の問題を抱えております。私は今、地域向け改善住宅の払い下げの全国協議会の会長をやらされているんですが、特に奈良県の場合は、同和問題の根幹であります自立に向けて住宅を建てているんですけれども、例えば滋賀県の市町村の例を見ますと、建設したときから払い下げを考えて、例えば基金なんかも組みながら払い下げをどんどんやっています。奈良県の市町村は特に最後のほうでやった自治体も多いというようなこともありながら、払い下げになかなかいけない。国交省もその払い下げの基準を、若干緩めてはきてくれているんですけれどもなかなか現実化しない。それに加えて、住んでいる方の高齢化が進んでいって、なかなか払い下げに応じられないというような実情がまいております。これも加えて、県の枠組の中で、一緒に情報を交換して進めていけたらいいかなというふうに思っておりますので、大いに賛同させていただいて、積極的に御所市は入らせていただきたいと思いますというふうに思っておりますので、よろしくお願いたします。

【司会】 ありがとうございます。公営住宅につきまして、賛同していただくというご意見を賜りました。

ほかにご意見ございますでしょうか。どうぞお願いいたします。

【吉田大和高田市長】 大和高田市の吉田でございます。

大和高田市は、県営水道100%受給をさせていただいております。そういう中で、今回提案をいただきました水道業務も奈良県という形の中で、3つに分類しながら管理していこうというような提案をいただいております。私は、大いに賛成をさせていただいております。県が例えば、普通の会社でいいますと、フランチャイズのおおもと、日本マクドナルドになっていただいて、我々が高田支店の支店長であり、御所支店の支店長であるという、そういう関係の中で、すべてレジのポスト1つですべてが集中管理をして、むだな部分を一元化して一番効率的なやり方ができないかなという気がいたします。ぜひ検討に参加していきたいと思っております。

【司会】 ありがとうございます。

ほかにはよろしゅうございますでしょうか。県の関係部局からはよろしいでしょうか。

知事、ご発言がございましたらお願いいたします。

【荒井知事】 この3つの提案は、県庁内で2年から3年にわたって、実は念入りに検討をしてきたものです。県庁としては、練りに練って提案するに至ったものであります。とても大事な課題だというふうに思っております。

今、ご発言ありましたように、公営住宅の家賃と税の徴収というのは実に関連しています。滞納額の多い、これは税は市民税、県民税と連動しているのではなしに、固定資産税、それと公営住宅、その他、同一の人が滞納しているということが実に多いわけでありまして、けれども、これは、県が一緒になってやりましょうと言って進んだところもありますし、今でも滞納額が一番多い市は、県の職員が行ったら、その市の職員がそのやり方ではいかんと言って折り合わなくて、職員が引き上げた事例がありますが、その市の職員は、自分で税金をポケットに入れていた職員であったんですけども、外部が入るのが嫌だったのかなと思うようなことなので、これは、首長の目が行き届かないことがある分野かなと思いますので、このようなことを全般にわたって、市長会と町村会では、首長の認識が何よりも私、大事だと思うんですね。首長が、こういう事例を知っておられたら、やはり関心を持たざるを得ない事例は提示されていますので、本日来られてない首長さんに対しても市長会として、この情報が必ず行くようにしていただけないでしょうか。そうでないと、その他の協議は聞いてないという、職員が行っても聞いてないというのはとてもおかしいことだと思いますので、とにかく県が出した情報は、好きでも嫌いでも、とにかく認識はしていると。反対はするがと言っていたほうがよっぽどましなんです。それほど、念入りにつくった県の提案でございますので、やっぱり腰を入れて検討した上で、反対するなら反対としていただきたい。これは、とても県の中では大事なことであると思います。市にとっても、とても大事なことであると思います。滞納は許されないということを、市長会でも決議していただくぐらいのことを、是非行っていただきたいと思う次第でございます。そこから、住宅の話や改良住宅などのこれからというのは、奈良県にとってとても大きな話だと思いますので、公営住宅の今後のこのビジョンは、県の公営住宅にとって、とても大きな目標を持っております。是非、多くの市町村と一緒に研究をしていきたいというふうに思うのですが、改良住宅の同和対策以外に、実は高齢者とか障害者の住宅を確保せないかんという大きな課題が発生しています。生活保護者とか、高齢者の身寄りのない人たちとか、最後は公営住宅で確保しなければいけないというふうに思いますが、これは、国の中では、市町村の義務なのか、県の義務なのかははっきりしないまま来てるところがあると思います。しかし、地域の人にとってみれば、もうどうしてくれるんだとい

う声が日に日に大きくなるような課題でございますので、県としての公営住宅のサービスのあり方を、是非いい方向で考えていきたいと思いますが、その前提となるのは、家賃の収納とか管理ですね。職員の資料にもありますが、職員の声を聞くと、苦情処理に負われているのが管理の実態でございます。できるだけ修繕しないようにというのが現場の声のように、県としては聞いております。公営住宅の意味を、ちゃんと整備するけれど家賃はちゃんと払ってもらうというのが基本じゃないかと思っておりますので、そのようなことを是非、確立していきたいというふうに思っております。

それから、水道については、県域水道と、県営の水道がありますが、県営の水道は、大滝ダムができて、吉野川分水ができると水の量が豊富になって、やや供給が増えてまいります。地下水がちょっとずつ質が悪くなっていっている中で、遠くから水質のいい水を引くんですけど、遠くから引くので随分高いですよ。それをできるだけ県水を下げる方向と、市町村の水道施設の更新とうまく、どちらがいいのか選択してもらって、投資が少なくて、市民の方に上等の水道が提供できるようにというのが、この方向性でございますので、これも市長会でもご判断いただいて、ボランティアでやるよりも、こういうのは、いいと言うなら市長会でいいから、関係あるとこ入ってくれと。全部でなくてもいいですが、意思表示をはっきりしていただきたいんですね。この県の提案ですから、市長会への県の提案、町村会への県の提案というふうにお受けとめをいただければ、大変ありがたいと思います。判断して、内容が幾らでも、県域の施設に良いように思っているのですが、いろんな議論は進むと思っておりますので、ぜひよろしくお願い申し上げたいと思います。

【司会】 ありがとうございます。皆様、どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、お諮りをいたしたいと思っております。本日追加の検討課題として提案をいたしました市町村公営住宅等の管理の共同化への取り組みにつきましては、今年度、共同して取り組んでまいるということでよろしゅうございますでしょうか。

ありがとうございます。市町村振興課より近日中に参加の確認をさせていただきますので、各市町村におかれましては積極的なご参加をお願いいたします。

それでは、これもちまして、本日のサミットを閉会させていただきます。本日はどうも長時間ありがとうございました。

— 了 —